

茨城県立古河第三高等学校の部活動に係る活動方針

1 運動部活動の基本的な考え方

- ・「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（スポーツ庁 H30. 3）
- ・「茨城県運動部活動の運営方針」（茨城県教育委員会 H30. 5）

上記 2 点の主旨に則り、下記を本校運動部活動の基本的な考え方とする。

- 運動部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき、計画的に実施する。
- 全教職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、運動部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な運動部活動の運営を図っていく。

2 運動部活動の休養日の設定

- 学期中は週当たり 1 日以上を休養日とする。また、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他に日に振り替える。
- 定期考查 1 週間前は原則として、学校全体の休養日とする。
- 長期休業中に、長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

3 運動部活動の活動時間

- 1 日の活動時間は、平日は 2 時間程度、休業日は 4 時間程度とする。

4 運動部活動の朝の活動

- 原則として、朝の活動は行わない。

5 熱中症事故の防止

- 「熱中症予防運動方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考とし、気象庁や環境省の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。特に、暑さ指数（W B G T）が 31℃以上の場合は、屋外の活動を原則として行わない。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

- 公式大会以外の大会等については、参加する大会等を精査する。

7 文化部の活動

- 県運営方針の「2 適切な運動部活動の運営のための体制整備」及び「4 適切な休養日等の設定」について準じた取扱いをする。